

水稻担い手フレコン出荷体制整備補助金交付要綱

制 定 令和7年4月28日付け6農山第872号

(趣旨)

第1 気候変動による収量・品質の低下、資材価格の高騰、労働力不足など、稲作経営の環境は年々厳しくなっている。そのため、県では、第2期島根県農林水産基本計画の重点推進事項「生産性の高い米づくりの確立」において、これまで以上に省力化・生産コストの削減を図り、強靱な経営体質の確立を目指していくこととしている。

省力化を図る上で、水稻の出荷体制は、いまだに 30 kg米袋による小分け出荷が主であり、調製作業にかかる労力が大きな負担となっている。担い手の経営改善を図る上で、紙袋出荷が大半を占める出荷体制を見直し、フレキシブルコンテナバック(以下、フレコンという。)での出荷体制へ転換が必要であることから、水稻の担い手生産者が実施する、フレコン出荷への切り替えに必要な施設や機械の導入・整備等に対し、予算の範囲内において、事業実施する者(以下「事業実施主体」という。)に補助金を交付する。また、その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号(交付申請書)を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号(変更承認申請書)を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

(1) 補助事業の実施主体の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

(3) 補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

(4)その他知事が必要と認める場合

(概算払請求)

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第4号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第7 事業実施主体が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、様式第5号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月 30 日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(書類等の提出)

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、別記1「水稻担い手フレコン出荷体制整事業の事務取扱いについて(以下、「事務取扱い」という。)」の取扱いによるものとし、所管する隠岐支庁又は農林水産振興センターに提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第9 規則第 13 条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械、器具及び施設とする。

2 規則第 13 条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 10 知事は、第3の第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該消費税等仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第 11 事業実施主体は、当該補助金の補助対象事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第 12 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第7号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 13 事業実施主体が本事業の実施に当たって業務の委託や物品の調達等を行う場合、県内中小事業者に発注するように努めるものとする。

2 この補助金を交付する事業を実施するに当たり必要な事項は「実施基準」及び「事務取扱い」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

別表

事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率等	交付先
水稻のフレコン出荷への切り替えに必要な施設や機械の導入・整備等を支援する。 ※採択及び予算額の配分については別紙のとおりとする。 ＜補助要件＞ ・米袋出荷からフレコン出荷へ転換し、事業実施年度の翌々年度を目標年度としたフレコン出荷転換計画の作成 ・出荷先である米集荷業者等が、県補助金額と同額以上の支援をする場合 ＜対象施設・機械等＞ ・米袋出荷からフレコン出荷に切り替えるために必要な機器の導入、修繕にかかる費用 ①フレコンバッグスケールシステム、フレコン計量器、貯蔵タンク、昇降機、天井クレーン等の設置等 ②フォークリフト ③上記の導入に必要な乾燥調製施設の改修 ④作業場の補強・改修、コンクリート舗装 ※②～④は①と一体に整備する場合に限る	①稲作を主とする認定農業者、認定新規就農者、個別法人、集落営農法人 ②目標年度までの法人化計画を持つ集落営農組織、広域連携組織 ※①、②ともに国際水準GAP又は「安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまねゴールド）」の認証を既に取得している者、または事業採択から1年以内に新たに認証を取得する者のみを対象とする。	補助率:1/3 以内 ※上限額:補助対象事業費 10,000 千円	地域農業再生協議会（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅱの1に定める農業再生協議会をいう。以下同じ。）

事業の採択及び配分基準等について

- 1 本事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。
 - (1) 知事は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施する。要望合計額が予算額を上回る場合には、下記の配点基準に基づき、①目標年度におけるフレコン出荷への転換率、②主食用水稻の栽培面積を下記のとおりポイント化し、①と②を合算したポイントが上位の実施主体から順に、予算の範囲内で一次審査を通過させる。
 - (2) 一次審査を通過した事業実施主体のフレコン出荷転換計画の妥当性及び規模決定根拠等について総合的に審査した上で、事業採択の可否を判断し、予算を配分する。

【配点基準】

ポイント			
①目標年度におけるフレコン出荷への転換率		②目標年度における水稻作付面積	
ア 90%以上	12	ア 50ha 以上	12
イ 80%以上～90%未満	10	イ 40ha 以上～50ha 未満	10
ウ 70%以上～80%未満	8	ウ 30ha 以上～40ha 未満	8
エ 60%以上～70%未満	6	エ 20ha 以上～30ha 未満	6
オ 50%以上～60%未満	4	オ 10ha 以上～20ha 未満	4
カ 50%未満	2	カ 10ha 未満	2